

平成28年
1月1日から

介護保険の申請方法が 変わります！



介護保険の申請を行う際にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。

平成28年1月1日から、要介護・要支援認定申請や要介護区分変更申請など、介護保険に関する一部の申請書を提出する場合には、それらの書類にマイナンバー（個人番号）を記載していただくようになりました。番号制度開始に合わせ、他人の成りすまし等を防止するため窓口では、申請者の厳格な本人確認を行います。個人番号の記載欄がある申請書を提出する際には、以下の書類をご用意ください。なお、郵送で申請書を提出する場合は以下に記載した書類の写しを同封してください。

○本人（被保険者）が書類を窓口へ提出する場合

- ・個人番号カード（写真付きのカード）をお持ちの方

個人番号カードを提示してください。

- ・個人番号カード（写真付きのカード）をお持ちでない方



個人番号の確認

通知カード
（写真がないカード）



又は

住民票（個人番号記載あり）

※発行手数料が必要です。

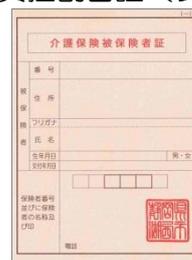


身元の確認

運転免許証

等の官公署から発行された
写真付きの書類

※上記が困難な場合は、介護保険の被保険者証
（ピンク色）と負担割合証（クリーム色）などの
2つ以上の書類



○本人の代理人（被保険者の親族・施設職員等）が書類を窓口へ提出する場合

代理権の確認

○法定代理人の場合

戸籍謄本その他
その資格を証明する
書類（コピー不可）

○任意代理人の場合

委任状（代筆不可）

※上記が困難な場合は、
本人の介護保険被保険者
証、健康保険の被保険者証
等の原本
（コピー不可）



代理人の身元の確認

代理人の
個人番号カード
（写真付きのカード）



又は

代理人の
運転免許証

又は

代理人の
居宅介護支援専門員証
等の官公署から発行された写真
付きの書類

※上記が困難な場合は、代理人の
健康保険の被保険者証と年金手帳
等の2つ以上の書類



本人（被保険者）の 個人番号の確認

本人の個人番号カード
（写真付きのカード）
又はその写し



又は

本人の通知カード
（写真がないカード）
又はその写し



又は

本人の住民票
（個人番号記載あり）
又はその写し